

○ 「暮らしとこころの総合相談」

当会では、政府が定める3月の「自殺対策強化月間」に合わせ、標記相談会を実施します。

解雇や賃金未払いなどの労働問題、生活保護、公的貸付、多重債務などの生活問題、それらを原因とするこころの問題などに、弁護士が下記日時に無料で相談に応じます。

こころの問題については、保健師が弁護士と一緒に対応します。

日時	平成28年3月11日(金) 午前10時～午後3時
場所	山形県弁護士会館 (山形市七日町2-7-10 ナナビーンズ8階)
電話	023-666-3053
備考	事前予約不要ですので、当日実施時間内に直接来会されるかお電話下さい。